

# NEWS RELEASE



T&Dフィナンシャル生命

平成27年3月31日

各位

## 「定期支払特約」の取扱開始

T&D保険グループのT&Dフィナンシャル生命保険株式会社（社長：島田 一義）は、平成27年4月1日より、「定期支払特約」の取扱いを開始いたします。

「定期支払特約」は、毎年の追加額が累積追加額（確定保険金額）に追加される仕組みのある保険種類<sup>※1</sup>に、毎年の追加額が累積追加額（確定保険金額）に加算される仕組み<sup>※2</sup>に代えて、ご契約者さまが定期支払金（追加額に相当する金額）を定期的にお受取りいただくことを可能とする特約<sup>※3</sup>です。

これまでにご契約者さまが累積追加額（確定保険金額）の払出をご希望される都度、ご請求手続きが必要でしたが、ご契約時に本特約を付加することにより、自動的に定期支払金をお受取りいただけるため、ご契約者さまの利便性が向上いたします。

当社は、今後ともお客さまにご満足いただける商品・サービスの提供に努めてまいります。

※1 本ニュースリリースの発信日時点では、無配当終身保険（積立利率更改・I型）「生涯プレミアムジャパン3」、無配当外国為替連動型終身保険（積立利率更改・通貨選択Ⅲ型）「生涯プレミアムワールド3」の2商品が対象。

※2 仕組みのイメージは【別紙】をご参照ください。

※3 本特約を付加することで新たにご負担いただく保険料や費用はありません。

### ◀「定期支払特約」取扱いの主な特長▶

- ① 自ら「つかう」ことが可能な保険金の受取ニーズにお応えします。  
ご契約者さまが自ら「つかう」ことが可能な保険金として、定期支払金をご契約の1年後から毎年、被保険者さまが生存されている限りお受取りいただけます。  
なお、本特約を解約することにより、定期支払金のお受取りに代えて、累積追加額（確定保険金額）に加算し将来の死亡保障を充実させることができます。
- ② 簡単な手続きを実現します。  
ご契約時にご契約者さまご自身の金融機関口座をご指定いただくのみで、毎年のご請求手続きは不要となります。
- ③ お受取り内容を事前確認できます。  
毎年、事前に定期支払金のお受取り内容について、ご案内いたしますので、ご指定口座に変更がある場合には、定期支払金のお受取り日前に変更手続きが可能となります。

この資料はニュースリリースであり、保険の募集を目的としておりません。この保険のご検討・ご契約にあたっては、「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）兼商品パンフレット」および「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

本件に関するお問い合わせ先

T&Dフィナンシャル生命保険株式会社

企画部 広報課

東京都港区海岸1-2-3 〒105-0022

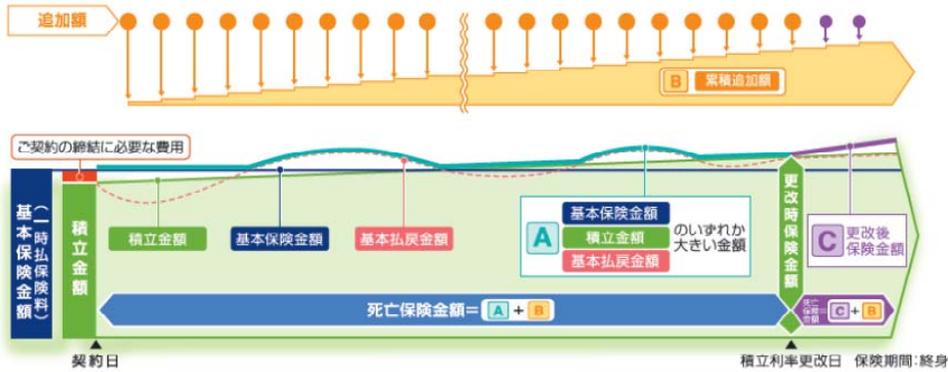
電話：03-3434-8840

T&D  
T&D保険グループ

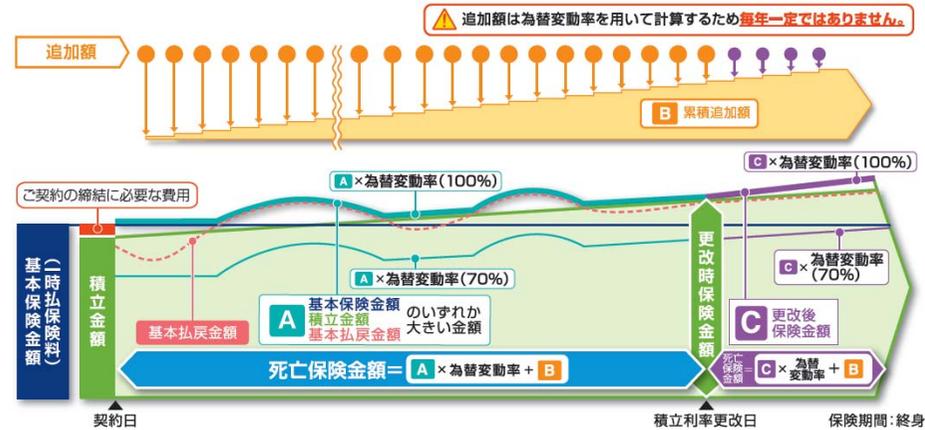
【別紙】

従来の取扱い

〈生涯プレミアムジャパン3の仕組図（イメージ）〉

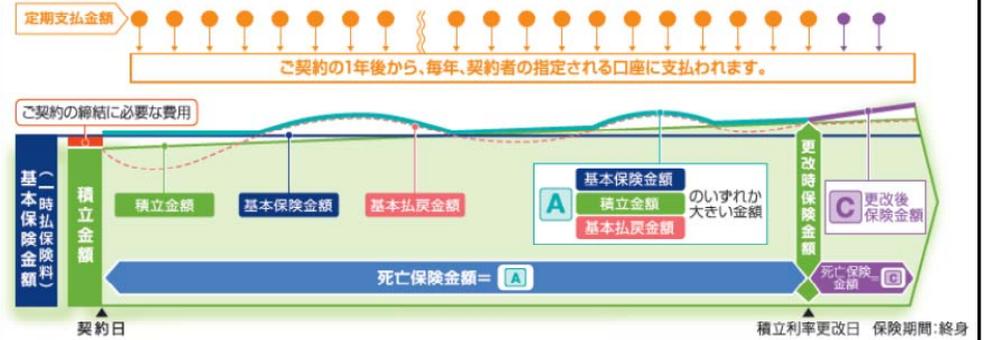


〈生涯プレミアムワールド3の仕組図（イメージ）〉

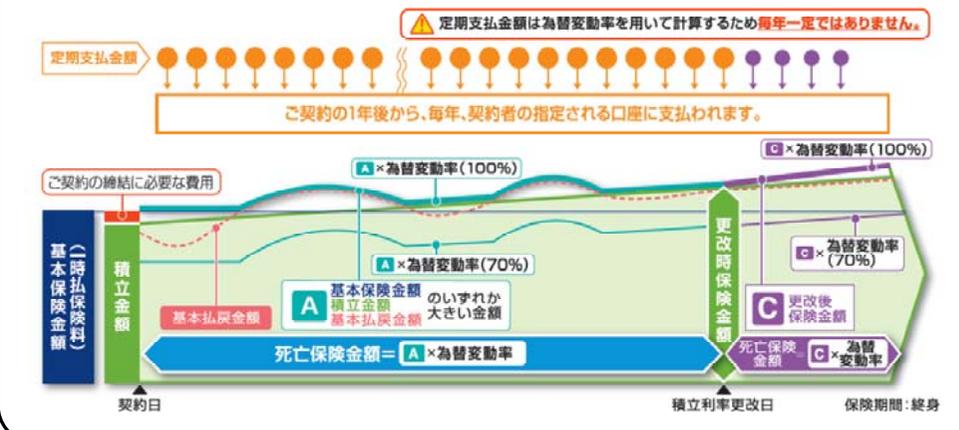


定期支払特約を付加した場合

〈生涯プレミアムジャパン3（定期支払特約を付加した場合）の仕組図（イメージ）〉



〈生涯プレミアムワールド3（定期支払特約を付加した場合）の仕組図（イメージ）〉



\*仕組図（イメージ）は減額等を想定しておらず、将来の死亡保険金額等を保証するものではありません。

\*生涯プレミアムワールド3の仕組図（イメージ）は、この保険の特長をご理解いただくため、為替変動率が保険期間を通じて一定であるものとして記載しております。

\*定期支払特約を付加した場合、累積追加額は常に0となるため、定期支払特約を付加した場合の仕組図（イメージ）には、累積追加額は表示しておりません。

\*本ページでは「確定保険金額」を「累積追加額」として記載しております。

## 「生涯プレミアムジャパン3」の費用・リスク

◇ご契約の締結や維持等に必要な費用は、お客さまにご負担いただきます。ご負担いただく諸費用は次の合計となります。

	項目	費用			
		被保険者の 契約年齢	50～75歳	76～80歳	81～85歳
契約締結時	ご契約の締結に 必要な費用	一時払保険料 に対して	4.50%	3.00%	1.75%
保険期間中	ご契約の維持等に 必要な費用	積立利率は、「ご契約の維持等に必要な費用」、「死亡保険金に関する費用」、「確定保険金額に関する費用」を控除したうえで定めております。したがって、保険期間中に新たにご負担いただく費用はありません。			
年金支払移行特約（I型） または新遺族年金支払特 約により年金をお受け取 りになる場合	年金の支払管理等 に必要な費用	年金額に対して1.0%※1 （年金支払開始日以後、毎年の年金支払日に控除します）※2			

※1 年金の支払管理等に必要な費用は将来変更される可能性があります。

※2 確定年金の年金支払期間および保証期間付終身年金の保証期間の最終年の年金額については、年金の支払管理等に必要な費用は控除されません。

### ◇この保険のリスクについて

- この保険は、対象となる指標金利に応じた運用資産の価格変動の影響を死亡保険金額や解約払戻金額に反映させる仕組みの終身保険（生命保険）です。
- 解約払戻金額は、対象となる指標金利の変動により、一時払保険料を下回る可能性があります。

## 「生涯プレミアムワールド3」の費用・リスク

◇ご契約の締結や維持等に必要費用は、お客さまにご負担いただきます。ご負担いただく諸費用は次の合計となります。

	項目	費用			
		被保険者の 契約年齢	50～75歳	76～80歳	81～85歳
契約締結時	ご契約の締結に 必要な費用	一時払保険料 に対して	4.50%	3.00%	1.75%
保険期間中	ご契約の維持等に 必要な費用	積立利率は、「ご契約の維持等に必要費用」、「死亡保険金に関する費用」、「確定保険金額に関する費用」を控除したうえで定めております。したがって、保険期間中に新たにご負担いただく費用はありません。			
外貨支払特約により保険 金等を外貨でお受け取り になる場合	外貨の取り扱いに 必要な費用	保険金等のお受け取りを外貨で行う場合、送金手数料、口座引出手数料等の費用が別途必要となる場合があります。また、当該費用は取扱金融機関によって異なります。			
年金支払移行特約（I型） または新遺族年金支払特約 により年金をお受け取りに なる場合	年金の支払管理等 に必要な費用	年金額に対して1.0%※1 （年金支払開始日以後、毎年の年金支払開始日に控除します）※2			
解約・減額等	解約・減額等をする 際に必要な費用	積立金額に対して、下記に記載の解約控除率を乗じた金額			

※1 年金の支払管理等に必要な費用は将来変更される可能性があります。

※2 確定年金の年金支払期間および保証期間付終身年金の保証期間の最終年の年金額については、年金の支払管理等に必要な費用は控除されません。

### 解約控除率

被保険者の 契約年齢	契約日からの経過年数					
	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 6年未満
50～75歳	2.8%	2.5%	2.2%	1.9%	1.6%	1.3%
76～80歳	2.2%	1.9%	1.5%	1.2%	0.8%	0.5%
81～85歳	1.8%	1.4%	1.0%	0.6%	0.2%	0%

被保険者の 契約年齢	契約日からの経過年数				
	6年以上 7年未満	7年以上 8年未満	8年以上 9年未満	9年以上 10年未満	10年以上
50～75歳	1.0%	0.7%	0.4%	0.1%	0%
76～80歳	0.1%	0%			
81～85歳	0%				

### ◇この保険のリスクについて

- この保険は、対象となる指標金利および為替レートに応じた運用資産の価格変動の影響を死亡保険金額や解約払戻金額に反映させる仕組みの終身保険（生命保険）です。
- 死亡保険金額は対象となる為替レートの変動により、一時払保険料を下回る可能性があります。
- 解約払戻金額は対象となる指標金利および為替レートの変動により、一時払保険料を下回る可能性があります。
- 外貨支払特約を付加した場合、外貨で受け取った死亡保険金額や解約払戻金額を円貨に換算した金額は、為替レートの変動により、一時払保険料を下回る可能性があります。